

E U 第二次株主権利指令
(Directive (EU) 2017/828 による改正後の Directive 2007/36/EC)
一部仮訳

第 3 a 条(Article 3a)
株主の特定(Identification of Shareholders)

1. 加盟国は、会社がその株主（注 1）を特定（identify）する権利を有することを確保しなければならない。加盟国は、その領域で登記された事務所を有する会社について、一定の割合を超える株式又は議決権を有する株主の特定を請求することのみを認めることを定めることができる。その割合は 0.5 % を超えてはならない。
2. 加盟国は、会社又は会社により指名された第三者の請求に基づき、仲介機関（注 2）が株主の身元(shareholder identity)に関する情報（注 3）を会社に遅滞なく伝達することを確保しなければならない。
3. 仲介機関の連鎖（chain of intermediaries）に複数の仲介機関が存在する場合において、加盟国は、会社又は会社により指名された第三者の請求が仲介機関の間で遅滞なく伝達され、株主の身元に関する情報が、請求された情報を保有する仲介機関によって直接的に会社又は会社により指名された第三者に遅滞なく伝達されることを確保しなければならない。加盟国は、会社が株主の身元に関する情報を、当該情報を保有する仲介機関の連鎖上のいかなる仲介機関からも取得することができることを確保しなければならない。
加盟国は、会社が証券集中保管機関（central securities depository）又はその他の仲介機関若しくはサービス提供者に対して、仲介機関の連鎖上の仲介機関からの収集を含め株主の身元に関する情報を収集すること及び当該情報を会社に伝達することを請求することを定めることができる。
加えて、加盟国は、会社又は会社により指名された第三者の請求により、仲介機関が仲介機関の連鎖上の次の仲介機関の詳細を遅滞なく会社に伝達するものとすることを定めることができる。
4. 株主の個人情報（personal data）は、株主権の行使及び会社との株主エンゲージメントを円滑にすることを目的として既存株主と直接対話するために会社がその既存株主を特定することを可能とするために、本条に従って処理されなければならない。
業種固有の E U 立法により定められたより長期の情報保管期間に影響を及ぼすことなく、加盟国は、会社及び仲介機関が、本条に定める目的のために本条に従い伝達された株主の個人情報を、その者が株主でなくなったことを会社又は仲介機関が知ってから 12 か月を超えて保管しないことを確保しなければならない。
加盟国は、株主の個人情報を他の目的で処理することを法律で定めることができる。

5. 加盟国は、法人がその株主の身元に関する不完全又は不正確な情報を修正する権利を有することを確保しなければならない。
6. 加盟国は、本条に定める規定に従い株主の身元に関する情報を開示する仲介機関が、契約又は法律、規則若しくは行政上の規定により課される情報開示制限に違反しているものと扱われないことを確保しなければならない。
7. 2019年6月10日までに、加盟国は、**Regulation (EU) No 1095/2010**により設立された欧州証券市場監督局（E S M A）に対し、第1項に従い一定の割合を超える株式又は議決権を保有する株主に株主の特定を限定しているか否か、及び限定している場合にはその適用される割合に関する情報を提供しなければならない。E S M Aは当該情報をそのウェブサイト上で公表しなければならない。
8. 欧州委員会は、伝達される情報の形式、請求の形式（当該情報及び当該請求の安全性及び相互交換性を含む。）及び遵守されるべき期限に関する、第2項に規定する情報を伝達するための最低条件を定める実施法令（**implementing acts**）を採択する権限を有するものとする。これらの実施法令は、第14 a 条第2項に定められる審査手続（**examination procedure**）に従い、2018年9月10日までに採択されなければならない。

（注1）「株主」とは、適用法（会社が登記上の事務所を有する加盟国の法律をいう（E U 第二次株主権利指令第1条第2項）。）の下で株主として認められる自然人又は法人をいう（E U 第二次株主権利指令第2条（b））。

（注2）「仲介機関（intermediary）」とは、**Directive 2014/65/EU** 第4条第1項第1号に定義される投資会社（**investment firm**）、**Regulation (EU) No 575/2013** 第4条第1項第1号に定義される信用機関（**credit institution**）又は **Regulation (EU) No 909/2014** 第2条第1項第1号に定義される証券集中保管機関（**central securities depository**）等であって、株主又はその他の者に代わって株式の保管、株式の管理又は証券口座の維持管理の役務を提供する者をいう（E U 第二次株主権利指令第2条（d））。

（注3）「株主の身元に関する情報」とは、株主の身元を特定することができる情報であって、少なくとも以下の情報を含むものをいう（E U 第二次株主権利指令第2条（j））。

- ① 株主の氏名及び連絡先の詳細（住所及び（利用可能な場合には）電子メールアドレスを含む。）並びに株主が法人である場合にあってはその登録番号、登録番号がない場合は法人識別子（**legal entity identifier**）等の一意の識別子
- ② 保有株式の数、並びに
- ③ 会社によって請求された場合に限り、次の1個以上の詳細情報：保有株式のカテゴリ一若しくはクラス又は株式の保有開始日